

本日、御連絡頂きました解約につきましては、後日のトラブル防止の為、書面でのみ受け付けております。

つきましては、下記の要項を御理解の上、解約手続きをお願い致します。

(1) 解約通知書の記入方法

解約通知書に、必要事項を記入・捺印の上、1週間以内に御発送下さい。

※注意 期限内に発送されませんと『解約』を取りやめられたとみなし、通知書が無効とする場合もあります。

①『解約日』記入については、充分御注意下さい。通知して頂いた『解約日』をすぎての鍵の返却及び明渡しについては、損害金 家賃の1.5倍を申し受けます。又、鍵の返却は、簡易書留でも受け付けておりますが、到着が『解約日』をすぎておりますと、損害金 家賃の1.5倍を申し受ける事になりますので、日程には、充分余裕をもって『解約日』を決定される事をおすすめ致します。

②『解約後の連絡先』の記入については、解約から30日～50日後に敷金等の精算の件で連絡させて頂きますので、確実な連絡先を御記入お願い致します。(転居先・勤務先等)

(2) 『解約日』1週間前迄に

退室確認の立合い希望日・時間(午前9時～午後5時迄)をお電話にて御連絡下さい。

相談の上、日時・時間を指定させて頂きます。

(但し、双方協議の上立合いを免除させて頂く場合もございます。)

(3) 『解約日』迄に

①電気・ガス・電話・ は、必ず閉栓して、御精算下さい。

②室内の荷物は、全て御引き取り下さい。残されますと処分費用を頂きます。(電話機・照明器具・カーテン・カーペット等)

③大型ゴミ(タンス・布団・自転車等)は、各自で処分して下さい。ゴミ置場・建物周辺に放置されますと処分費用を頂きます。

④最寄りの郵便局にて転居届けを提出して下さい。転居後の郵便物は、当社にて処分致します。

⑤各種マンション保険に加入されている方は、諸手続きがありますので、直接保険会社迄お問い合わせをお願いします。

(4) 『解約日』には

指定時間に立会いの上『退室確認』を受けて頂きます。

(立合いを免除された方は、後述の鍵を『解約日』迄に当社に必着する様、**簡易書留**にて郵送下さい。)

『退室確認』では

①前記の各項目が完了しているかどうかの確認

②室内の破損・汚損箇所の確認

③鍵の受領及びその確認

などを行いますので

①印鑑(認印可)

②この用紙

③賃貸借契約書記載の鍵(紛失・複製の場合は20,000円(税別)申し受けます。)

メーカー	番号	本数	本
メーカー	番号	本数	本
メーカー	番号	本数	本

以上3点を御持参ください。

立合いは、10分～20分程度で終了致します。

(6) 『退室確認』を持ちまして明渡しの完了とみなします。

管理

京都市上京区今出川通寺町西入大原口町225-1

株式会社 杉 徳

TEL 075-256-3000

FAX 075-256-6000

【営業時間】10:00～18:00 水曜定休